

# 平成29年度 事業計画書

社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会

---

# 平成29年度 事業計画

---

社会福祉法人 むかわ町社会福祉協議会

---

～「困った」をみすごさない。共に支え合い・助け合い・  
しあわせのまちづくり～

---

## I.基本方針

地域社会や家族構成が大きく変化し、一人暮らし高齢者の増加、社会的孤立、貧困などを背景に、公的な制度や支援だけでは対応できない深刻な生活課題が顕在化しています。

むかわ町において検討している「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みでは、高齢者等要援護者の生活を地域全体で支える仕組み作りが求められます。社会福祉協議会は、生活支援の取り組み、シニア世代の社会参加促進、各種相談や地域活動を通じて、地域包括ケアを推進するための基盤づくりを強化します。また、日常生活自立支援事業など権利擁護の取り組みを中心として、地域における生活支援を展開し、地域住民と連携を図りながら、安心して地域で暮らすことのできる地域づくりの取り組みを推進いたします。

『誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けたい』という願いを実現するために、関係機関、団体と協力し、住民との協働による福祉事業を推進し、住民への支援に努めてまいります。

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された「地域福祉を推進する中核的な団体」として、中期的な指針である「第5期地域福祉実践計画」に基づき事業を推進いたします。

## II.重点推進目標

### 1 地域福祉を担う人づくり

地域包括ケアシステムの実現に向けた地域福祉を担う人材の育成に努める。

### 2 地域福祉の仕組みづくり

地域福祉は、住民を主体に行政など多様な主体が役割分担し協働することが重要である。自助（自身や家族による対応）、互助（ボランティアなどの支援、地域住民の取組み）、共助（介護保険・医療保険制度による給付）、公助（自

治体等が提供するサービス)があいまって、地域に根ざして協働する仕組みづくりに努める。

### 3 ボランティアセンターの基盤づくり

住民を主体にボランティアなどがつながり、力を結集していくことが重要である。ボランティアセンターの機能強化に努める。

## Ⅲ.法人運営事業

### 1. 社会福祉法の改正

社会福祉法の改正による社会福祉法人制度の見直しについては、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とすることから、社会福祉協議会は、様々な関係者によって構成されている公共性が高い組織であり、組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の確保など一層の自覚をもった対応が重要である。行政からの補助事業や受託事業にとどまらず、これまで以上に、地域の福祉課題・生活課題に即応した福祉活動の開発・実践に率先した取り組みを展開し、社会福祉法人・福祉施設と連携・協働して取り組むことにより、地域福祉を大きく発展させる役割がある。

### 2. 法人運営体制の強化

社会福祉法人としての適切な運営と事業の推進強化を図るため、三役会、理事会、評議員会、定期監査、部会、各種委員会等を積極的に開催します。

- (1) 会務運営：三役会、理事会、評議員会、定期監査
- (2) 部会運営：総務部会及び福祉事業部会
- (3) 委員会運営：ボランティアセンター運営委員会、広報編集委員会、生活福祉資金貸付調査委員会、たすけあい金庫貸付運営委員会、広報掲載審査委員会
- (4) 役職員資質向上のための計画的な研修への参加
- (5) 新会計基準にともなう会計システムの導入

### 3. 本所・支所の組織の充実

- (1) 本所・支所の職員配置及び適正化に努める。
- (2) 職員の質の向上、能力向上の取り組みとして、資格取得を促進するとともに外部研修を中心に、職務に関する専門研修や職層別研修等への積極的参加を促す。
- (3) 職員倫理規程を遵守し職員会議等でコンプライアンスの理解を深める。
- (4) 職員間で事業前の打ち合わせ、事業後の反省等を職員会議で（年4回）

報告し、協議する。ミーティングは必要の都度開き計画の重要性に関する意識教育を徹底する。

- (5) 多様な住民の福祉ニーズに対応するため、「生活支援員」からの情報収集に努める。

#### 4. 法人財源基盤の促進

- (1) 地域福祉事業の貴重な財源であることを住民に周知し、会員確保に努めるとともに、会費の依頼方法等検討し、入会啓蒙活動を実施する。
- (2) 社協広報誌「ふくしだより」への企業等の有料広告掲載に係る周知及び啓蒙を役職員協力のもと実施する。
- (3) 行政等の事業受託、収益事業等への可能性の有無を模索する。
- (4) 公費の適正な財源確保を図る必要性について、むかわ町の理解と協力を積極的に働きかける。
- (5) 共同募金（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）は貴重な自主財源となることから、共同募金委員会と連携を図り、運動の啓蒙と募金の協力を行う。

#### 5. 社協事務所・福祉活動拠点施設の適切な利用

本所、支所事務所は、むかわ町の理解のもと十分なスペースと明るい環境のもと、社協専用スペースとして高齢者や障がいのある方、ボランティア、協力者等誰もが気軽に立ち寄れる場所として適切に活用する。

相談業務で、来所される方のプライバシーを確保するため環境整備に努める。

また、福祉活動拠点として、住民の福祉活動拠点となる施設機能を持った「ボランティアセンター」「介護予防センター」「町民センター」等をサロン事業等で有効に利用する。

#### 6. サービスの質の向上の取り組み

福祉サービス利用者支援のため、苦情があった場合には誠心誠意対応し、事情調査に取り組み、解決に向けて苦情解決システムの運用を図る。

#### 7. 地域力を高める生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

社協の独自の役割と機能への理解と運営への支援を得るため、行政との協働の連携を強化し、行政が策定する地域福祉計画や介護保険事業計画を鑑み、介護予防を含む住民主体による活動や支援体制の開発と生活支援等サービスの開発は一体的に行われることが望ましく、できるだけ多くの地域の主体や元気な高齢者の参加を得て生活支援等サービスが提供できる体制や基盤をつくる生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置する。

## 8. 第5期地域福祉実践計画の取り組み

第5期地域福祉実践計画の進捗状況や事業評価等を行い、適正な運用を図ります。社会・経済情勢の変化や社会福祉動向などに対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを福祉事業部会等で協議する。

## IV. 広報・啓発事業

### 1. 広報誌の発行、各種情報の提供

ふくしだより（ボランティア情報誌を含む）を、年6回発行全戸配付する。

- (1) 社協概要を7月に発行し、福祉関係機関などに配布する。
- (2) 地域活動を推進するため、各種情報を掲示板等で提供する。
- (3) ホームページを必要時に更新し、ボランティア活動や福祉活動、各種事業等の情報の充実に努め、新着情報や事業報告をタイムリーに発信、また法人情報の積極的開示を推進し、地域福祉に対する理解と認識を高める。
- (4) 報道機関への積極的な事業周知及び報道依頼を展開する。

## V. 地域福祉活動事業

### 1. 地域ネットワーク事業の推進

#### 第25回ふれあい広場の実施

地域住民が誰でも気軽に参加し、お年寄りや心身にハンディキャップのある方、児童や生徒が一緒になって「ふれあい」の場をとおして、福祉活動に対する住民の理解をより深めるため、参加された方々が支え合い、人に優しい心の「わ」の広がり、今後の地域福祉活動の推進を図るためテーマは、「手をつなごう、みんなが支え合うまち『むかわ』」を掲げ、四季の館「たんぽぽホール」をメイン会場とし実行委員会を組織して屋内で開催する。

### 2. たまり場の支援

地域で高齢者や障がい児・者、子育て中の方などが、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域住民同士のつながりを深める自主活動の場とし、鶴川駅舎内を活用し地域で交流の場（みんなの茶店等）を設けることで、住民の地域への関心を深め、近隣での助け合いを育む地域づくりを目指すボランティア支援を行う。

### 3. 自治会（町内会）活動推進事業

#### （1）むかわ町地域福祉活動推進奨励事業

高齢化が急ピッチで進行し、ひとり暮らしの高齢者の孤独死や、介護疲れによる悲しい事件が起きるなど、さまざまな社会問題が発生している。「誰もが健康で安心して生活できる地域社会」にするには、地域（自治会・町内会）での高齢者や障がいのある方を地域が連帯して支え合う取り組みが不可欠である。これらの活動を自治会・町内会単位で主体的に取り組むことを奨励し、①見守り活動② 日常生活支援活動③ 社会参加活動を実践した地区に活動費の一部を助成する。

#### （2）福祉委員活動の推進

町内各地域において福祉に関する問題や要望を発見し、助け合い活動を展開して地域の人たちと共に福祉のまちづくりを進める「地域福祉活動家」である福祉委員を配置するとともに、福祉の啓発活動、ふれあい活動、たすけあい活動、社協事業等の協力など具体的に推進するため自治会・町内会長協力を得て情報交換の場や新任委員のための研修を実施する。

### 4. 福祉活動車両及び福祉機器・備品の貸与事業

（1）リフト付きワゴン車を整備し、単独で移動困難な高齢者、障がい者等並びにボランティア団体、自治会町内会、福祉団体等に社協公用車を貸し出すことにより、外出支援・社会参加を促進及び団体活動を支援する。

（2）車イスや歩行器などの福祉機器を無償で貸与する。

（3）行事用テント、遊具などの備品を無償で貸与する。

### 5. 生活改善合理化普及奨励事業及び社協葬祭協力

（1）生活改善合理化による虚礼廃止を奨励し、慶弔用ハガキを作成し提供する。

（2）会員加入自治会・町内会が主体で行われる葬祭に協力する。

（3）町民の弔慰に対して、故人への追悼と敬意を表するため、レタックスにより弔慰文を送付する。

### 6. 福祉団体助成事業

（1）民生児童委員協議会・遺族会への活動費の助成と支援を行う。

（2）自治会婦人部連絡協議会への活動費の助成を行う。

## 7. 高齢者福祉活動事業

### (1) 老人クラブ連合会事業への支援

スポーツ大会、演芸発表、研修及び交流事業などの実施、ボランティア活動を通じて社会参加する等、健康増進とふれあいの機会を拡充するとともに、生きがいを持って生活するよう支援する。

### (2) いきいきふれあいサロンの推進

65歳以上でデイサービスに通っていない、外出の機会が少なくなった高齢者を対象に、毎月ないし隔月に軽い体操やレクリエーション、そして昼食を共にしながら憩いの場、孤独感の解消、心身の健康維持増進等交流場づくり事業として実施する。町の「あった〇事業」の対象者でスタンプカードを交付され参加された方に社協のスタンプを押し支援する。

## むかわ町生活支援事業

まる

### ■あった〇事業（温泉施設健康づくり等事業）

温泉で身体をあたためて、人と語らう機会を多く持ち、心をあたためていただきます。

対象者	内容	申請について
70歳以上の町民の方、翌年3月31日までに70歳になる方も含みます。	町内温泉施設に入浴または「いきふれあいサロン」「なかよし広場」（社会福祉協議会事業）に参加すると、スタンプを1個押します。スタンプが10個たまると無料入浴券1枚と交換いたします。新しいスタンプカードは無料入浴券と一緒に交付いたします。入浴料金は、入浴者負担です。  ※当分の間、スタンプ5個（富内生きがいセンターは3個）で無料入浴券1枚と交換します。	初回のみ申請が必要。 本所：保健介護グループ 支所：健康グループ  ・申請には運転免許証、健康保険証など、住所・氏名・年齢が分かるものを持参してください。  <町内温泉施設> ・むかわ温泉四季の館 ・樹海温泉はくあ ・樹海温泉ほべつ ・富内いきがいセンター

- (3) 男の料理教室の推進  
60歳以上の男性を対象に料理の基礎技術等を習得し、日常生活において栄養バランスの良い食事を心がけることにより、生活環境の改善、増進を図り、介護予防に繋げる。
- (4) 地区敬老会などへの祝い品の贈呈  
地区敬老会や施設の敬老会に参加し、長寿を祝い祝品の贈呈をする。
- 8. 障がい者福祉活動事業  
身障者福祉協会むかわ支部のスポーツ大会、研修及び交流などの支援をし、活動費を助成する。  
胆振東部4町支部研修交流会の開催地として、支援する。
- 9. 児童・青少年福祉活動事業
  - (1) 子供会連絡協議会に、活動費を助成し支援する。
  - (2) 児童生徒健全育成事業（親子バス遠足）  
ひとり親・障がい児のいる世帯等の青少年が、集団生活の中で仲間に対して思いやりのある心を育て、交流及び研修を深めることを目的とする。
- 10. 母子・父子福祉活動事業
  - (1) むかわ町つくしの会（母子会）に、活動費を助成し支援する。  
胆振地区母子寡婦福祉研修交流会の開催地として、支援する。
  - (2) 低所得世帯でひとり親家庭の小学校及び中学校修学旅行児童及び生徒に支度金として助成する。
  - (3) 低所得世帯でひとり親家庭の小学校入学児童及び中学校卒業生徒に支度金として助成する。
  - (4) 低所得世帯でひとり親家庭の児童に対して、小学校入学時に希望があればランドセル（赤又は水色限定）を贈呈する。

## VI.在宅福祉サービス事業

### 1. 受託事業

- (1) 外出支援サービス事業  
公共交通機関を使用できない高齢者等に、地域の病院や入浴等送迎サービスを実施する。
- (2) 配食サービス事業  
地域の独居高齢者や高齢者夫婦世帯等を対象にボランティアによる見守り活動を含めた配食活動を実施する



## 2. 生活支援事業

### (1) 高齢者等生活支援事業

制度の狭間にある多様な福祉ニーズに弾力的に対応するため、社協の独自事業として次の事業を実施する。

生活支援事業内容	支援額・利用料
ア. おでかけ支援事業 在宅の独居高齢者及び高齢者夫婦世帯で、とじこもりがちの方に対して、お楽しみ行事、買い物、交流会、ドライブ、温泉入浴等へのおでかけを支援する事業	利用者負担額 必要に応じて実費相当額
イ. 独居老人等窓ビニール張り事業 老朽住宅に居住する在宅高齢者等で、窓にビニールを張ることによって、少しでも暖かい生活ができるよう支援する事業	利用者負担額 無料
ウ. 災害見舞金の支給事業 火災、風水害等により、家屋等が使用に耐えない程に焼失、流失、崩壊した町民に、見舞金を支給する。	支援額 1世帯あたり 1万円

### (2) 日常生活自立支援事業の推進

認知症や障がい等により判断能力が不十分な方に対して、福祉サービス利用の援助、日常的な金銭管理等を行い、在宅での自立した生活を支援する。また、事業周知を図り専門員及び生活支援員と連携を密に推進する。

### (3) 長寿祝い金の贈呈事業

満100歳に達した長寿者に祝い金及び花束を贈呈する。

### (4) 歳末たすけあい助成事業（共同募金委員会の協議内容を受け助成する。）

① 歳末見舞い金（品）を支給（贈呈）する。

② おせち料理を配食する。

③ 地域福祉サービス事業

ア. 独居高齢者世帯等窓ビニール張り（再掲）

老朽住宅に居住する在宅高齢者等で、窓にビニールを張ることによって、少しでも暖かい生活ができるように支援する。

イ. 家事援助サービス利用券配付事業

自力で家事を行うことが困難な高齢者等に家事援助を行う。

## VII. ボランティア活動事業

### 1. ボランティアセンター機能の充実

すべての住民が、自発的に福祉活動に参加できるまちづくりの推進のため、誰もがいつでもどこでも気軽に参加できる環境や機会の提供、活動に関する相談、助言、支援、斡旋を行う。さらに、活動の拠点となるボランティアセンター機能の充実を図る。

#### (1) ボランティアコーディネーターの配置

ボランティアセンター活動を推進するために、ボランティアコーディネーターを配置し、地域住民や福祉関係機関などの課題把握を図り、ボランティア活動の実践情報や個人における活動希望の情報を集約し、適切なコーディネートを図る。

#### (2) ボランティア活動に関する広報・情報収集および提供

- ① 地域の団体や関係機関への啓発、連携と協力
- ② ボランティア情報誌、ホームページ、講座やイベントのチラシ等での情報発信
- ③ ボランティアセンター登録グループの紹介、広報、展示パネルの作成や配付
- ④ ボランティアセンター備品を整理し、広く貸し出しを行う。

### 2. ボランティア活動事業の推進

#### (1) ボランティア団体の強化育成

各種団体活動推進のため助言・協力し、一部経費の助成をする。

#### (2) 地域支え合い研修の実施

ボランティア活動を実践している活動者やボランティア活動に興味関心を持つ地域住民に対し、研修の機会を設け、ボランティアの底上げ目指すとともに各種ボランティア事業への参加、実践者を育てまた、学童、生徒等のボランティア活動を町民に報告し活動の幅を広げる研修会を実施する。

#### (3) 福祉教育推進事業

町内の学校及び関係機関と協働し、町民がボランティア活動等を通して地域に関わる機会を設け、福祉教育を促進できる環境を整える。

#### (4) ボランティアアドバイザーなどの実践活動の実施（なかよし広場）

ボランティアアドバイザー研修及びボランティア研修を終え、実際に実践できる場を提供し、今後のボランティア活動の一層の振興を図るため、鶴川地区は町内の拠点施設を利用し6地区で、穂別地区は3地区でなかよし広場を実施する。町の「あった〇事業」の対象者でスタンプカードを交付され参加された方に社協スタンプを押し支援する。

- (5) ボランティア活動の組織や交流の推進
  - ① ボランティアとの交流を通じ、広くボランティアについて理解してもらう場の提供
  - ② 活動内容が共通するグループの交流や情報交換の機会の提供
- (6) ボランティアの活動基盤整備
  - ① ボランティア登録とボランティア保険加入促進
  - ② 災害ボランティアの登録と組織化
  - ③ ボランティアグループへの活動助成
- (7) 学童・生徒ボランティア活動普及指定校に、活動費を助成する。
- (8) リサイクル活動事業（収集ボランティア）の推進
  - リングプル、古切手、書き損じ葉書、使用済みテレホンカード回収等のリサイクル活動を奨励する。

#### **VIII.生活福祉資金の利用促進（道社協が実施主体、市町社協が窓口）**

低所得者世帯の生活問題解決のため民生委員と連携して相談に応じ、借り入れ事務と償還指導を行う。

- (1) 町内に在住する生活困窮者などに対し、その世帯の援護、自立更生、療養、住宅等の福祉資金の貸し付け事業を行う。
- (2) 失業や減収で生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている低所得世帯の生活支援、住居確保、生活立て直しなどの資金として、総合支援資金の貸し付け事業を行う。
- (3) 高等学校、大学等への入学又は、就学する低所得世帯に対して教育支援資金の貸し付け事業を行う。
- (4) 住宅用資産を有するものの、現金収入が少なく生計の維持が困難である高齢者に対して、不動産担保型生活資金の貸し付け事業を行う。

#### **IX.たすけあい金庫貸し付け事業**

生活困窮者に対して、応急生活資金、応急医療費などの生活つなぎ資金として、民生委員と連携して相談に応じたすけあい金庫貸し付け事業を行う。

#### **X.心配ごと相談事業**

心配ごと相談所を設置し、生活しているなかでの困りごとや心配ごとについて、職員が相談に対応します。法的な専門知識を必要とする場合には、関係機関へ引き継ぎ、問題解決や不安解消へのお手伝いを致します。また、行政からの要請を受け「行政相談週間」に心配ごと相談員として職員の派遣を行う。